

質問30分 質問・答弁60分

一般質問通告書

通告番号

入間市議会議長 様

8番

松本義明

平成27年2月10日

質問事項	質問要旨	答弁を求める者
福祉行政	1. 子ども・子育て支援新制度における	福祉部長
	利用者支援事業について	
	(1) 入間市子ども・子育て支援事業計画に	
	おける利用者支援事業の概要	
	(2) 利用者支援事業の充実に向けて	市長
	① 相談員の専任・専門化、複数体制	
	② 身近な場所での利用者支援	
	・地域での事業展開	
	2. 地域福祉の進捗状況と課題について	福祉部長
	(1) 地域福祉の進捗状況	
	(2) 地域福祉の課題	市長
	① 地域福祉コーディネーターの配置と役割	
	② 支えあい組織への行政支援	
	・人的支援 ・拠点支援 ・財政支援	

一般質問要旨

平成 27 年 2 月 10 日

松本義明

1. 子ども・子育て支援新制度における利用者支援事業について

本年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されることとなり、入間市においても関連条例が制定されました。同制度では「子ども・子育て支援給付」とともに、市町村の实情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」として13の事業が位置付けられました。その中のひとつに新たな事業の「利用者支援事業」が位置付けられております。利用者支援事業は、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り、子育て等に関する相談（＝個別ニーズの把握）を行うというものである。さらに、必要に応じてアウトリーチによる支援個別ニーズに応じること、教育分野等も含めたより幅広い情報収集・提供をすること、施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援を行うことなど円滑な支援の実施が求められている。地域での子ども・子育てに関する社会資源の育成、開発、利用者と社会資源を適正に結びつける等の総合的な相談および案内を行う利用者支援事業は、本市における子育て支援において大変重要であると考えます。

(1) 入間市子ども・子育て支援事業計画における利用者支援事業の概要

本計画における利用者支援事業は、「平成27年度より1か所の設置を行い、様々な事業等の中から個々のニーズに応じたものを確実かつ円滑に利用できるよう専門的な相談員の配置に努めます。」とあります。子ども・子育て支援新制度ニーズ調査結果も踏まえて、本計画における利用者支援事業の概要はどのようなものなのでしょうか。

(2) 利用者支援事業の充実に向けて

① 相談員の専任・専門化、複数体制

子ども・子育て支援新制度は、これまでの仕組みからの変更点も多く、新制度自体についても大変複雑であります。さらに、保育の必要性の認定の際の相談、産前産後の相談なども増えることが予想されており、利用者支援に従事する相談員の充実した体制づくりが必要です。また、利用者支援事業実施要綱案では、利用者支援に従事する相談員について、「医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者」とあり、専門的な知識や経験も求められます。そこで、利用者支援事業に従事する相談員を専任・専門化、複数体制とする必要があると考えますが、ご見解と今後の方向性はどのようなものでしょうか。(利用者支援事業における相談員に関して、専門職(保健師等)が多くいる健康福祉センターとの連携はどのようなものでしょうか。)

② 身近な場所での利用者支援・地域での事業展開

利用者支援事業の展開について本計画では、「児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。」とあります。計画期間の平成27年度から平成31年度までは、1か所(市役所のみ)で実施する予定となっておりますが、今後の方向性として身近な場所での利用者支援として、地域での事業展開を考えているのでしょうか。その際、気軽に訪問して相談や情報の取得ができるよう、子育て支援センター(地域子育て支援拠点施設)との一体的な運営を行っていく考えはあるのでしょうか。

一般質問要旨

平成 27 年 2 月 10 日

松本義明

2. 地域福祉の進捗状況と課題について

近年、人口の高齢化、核家族化などの社会構造の変化により地域が抱える生活課題も複雑化してきています。さらに、地域住民同士での助け合いの機会や地域での付き合いも減少してきており地域が抱える生活課題の解決が困難になっております。本市では高齢・障害・児童・生活・健康等の分野で、保健・医療・福祉の様々なサービスを行っています。しかしこれからは、これらのサービスに加え、住み慣れた地域の中で支え合い、助け合いながら、お互いが地域の一員として生活していくことが重要とされています。これが「地域福祉」といわれるものです。その様な状況で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしてつづけるためには地域福祉を拡げていく必要があります。地域福祉は、市民、行政、各種団体、ボランティア、民間事業者など地域での生活に関わる全ての者が協働して拡げていく必要があります。また、公的なサービスと地域住民同士の支え合いを両輪として拡げていく必要があります。

(1) 地域福祉の進捗状況

本市における地域福祉は、平成 21 年度から昨年度までを計画期間とする第 1 次入間市地域福祉計画、昨年から平成 30 年度までを計画期間とする元気な入間福祉プラン（第 2 次入間市地域福祉計画と入間市地域福祉活動計画）にもとづき地域福祉を推進してきている。現在までの地域福祉の進捗状況はどのようなもののでしょうか。（元気な入間福祉プランでは、地域福祉についての方向性は示されておりましたが、いつまでに何をどのようにやるのかという具体的な内容は不明確であり、どのような実施計画になっているのでしょうか。）

(2) 地域福祉の課題

① 地域福祉コーディネーターの配置と役割

地域の人々と一緒になって地域課題に密着して、解決していく地域福祉コーディネーターについては以前にも一般質問しましたが、現在までの配置状況とその役割はどのようなものでしょうか。また、今後の方針として地域福祉コーディネーターの配置計画はどのようなになっているのでしょうか。また、地域福祉の拡がりに向けて地域福祉コーディネーターにどのような役割を担ってもらえるのでしょうか。

② 支えあい組織への行政支援 ・ 人的支援 ・ 財政支援 ・ 拠点支援

地域住民同士の支えあいは地域福祉を拡げていくために大変有効であると考えます。「元気な入間福祉プラン」でも各地域の支え合い支えあい組織について明記されているが、人的支援 ・ 財政支援 ・ 拠点支援についてはそれぞれどのように考えているのでしょうか。支え合い東藤沢、豊岡第二地区元気にする会が立ち上げから現在までに至る間の課題等も踏まえて支えあい組織への行政としての支援のあり方についてどのように考えているのでしょうか。